

神奈川県犯罪被害者等への支援について

犯罪被害者等：犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為）により害を被った方や、そのご家族、ご遺族を指しています。

神奈川県犯罪被害者等支援条例と犯罪被害者等支援推進計画

県では、「神奈川県犯罪被害者等支援条例」（平成21年4月施行）に基づき、令和6年3月に「第4期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画」（計画期間：令和6年度から10年度まで）を策定しました。令和7年度は、この条例に「児童等に対する教育及び支援」の条文を新設する改正を行う予定です。これにより、子どもへの被害対応をさらに充実・強化します。

令和6年度実績

神奈川県犯罪被害者等見舞金

○犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、見舞金制度を創設しました。（令和6年度実績：計60件（遺族・重傷病・転居の計））

市町村の取組支援

○犯罪被害者等の日常生活支援を行う市町村に対して、その費用の3分の1を補助しました。（犯罪被害者等1人あたりの算定上限額について、令和6年度は上限額5万円、令和7年度からは上限額10万円に拡大。）
○令和6年度から新設した市町村支援専門コーディネーターを中心に、「市町村における犯罪被害者等支援条例制定に向けたガイドライン」「市町村職員向け犯罪被害者等支援ハンドブック」を作成し、市町村における取組を支援しました。

令和7年度の新たな取組

学校向け（教職員向け） 対応ハンドブックの作成

○被害が潜在化しやすい性被害やいじめ・非行等も含め、学校における被害児童に寄り添った対応手順や留意点等を記載したハンドブックを作成し、県内の全学校に冊子とデータを配布し周知します。

性暴力に関する子ども向け リーフレットの作成・配布

○性的な知識に乏しい子どもに対し、「性暴力」とは何かや被害に遭った場合の対応等について、子ども目線のリーフレットを作成し、毎年夏休み前に県内の小学4年生全児童（8万部）に配付します。

教職員向け研修の実施

○被害の早期発見や被害後の反応、学校における児童等・保護者対応や県内の犯罪被害者等支援制度等について、国公立、私立を問わず県内勤務の希望する教職員を対象に研修を実施します。（7/25（金）午後実施予定）

県における主な取組

1 犯罪被害者等への支援

○「かながわ犯罪被害者サポートステーション」における相談・支援の提供

「かながわ犯罪被害者サポートステーション」をかながわ県民センター14階に設置し、県、県警察、神奈川被害者支援センターの3機関が一体となって、被害者が必要とする情報や支援を提供しています。（平成21年6月開設）

令和6年度実績
相談件数計 1,611件※
支援回数 1,454回
※電話、メール、面接相談の計



【電話相談】 045-311-4727 月～土曜日 午前9時～午後5時
※祝休日、年末年始、かながわ県民センターの休館日を除く

【支援】 ■ 法律相談（犯罪被害者支援に精通した弁護士による相談）
■ カウンセリング
■ 検察庁、裁判所等への付添い
■ 一時的な住居の提供等
（緊急避難場所としてのホテル宿泊、民間賃貸住宅斡旋の媒介、県営住宅一時使用）

○ かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」における相談・支援の提供

警察への相談を躊躇することの多い、性犯罪・性暴力、AV出演被害の被害者が、いつでも安心して相談できるよう、24時間365日、電話相談に対応し、必要な支援を提供しています。



令和6年度実績

相談件数計 2,365件※

直接支援回数 388回

※電話、メール、LINE相談の計

【かならいんの電話相談】 匿名でも相談可能です
☎ #8891 又は 045-322-7379 24時間・365日対応 性別不問
【男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル】
☎ 045-548-5666 毎週火曜日・16時～20時（祝休日、年末年始を除きます。）

【かながわ性被害相談LINE】
毎週火・木・金・日曜日・16時～21時 友だち登録はこちら→
（4月から相談日が増えました（金曜日））
その他、「かならいん」ホームページからメール相談も実施中



- 【支援】 ■ 面接相談（こころとからだのケアのためにどうしたら良いか一緒に考えます。予約制）
■ 医療機関の受診（緊急避妊薬の処方、性感染症の検査及び証拠となる資料（検体）の採取）
※受診費用の一部公費負担あり
■ カウンセリング（臨床心理士等によるカウンセリング）（無料）
■ 法律相談（弁護士による法律相談）（無料）
■ 付添支援（必要に応じて職員等が医療機関や警察などへ付き添います。）

2 犯罪被害者等についての理解の促進

○ 「犯罪被害者等理解促進講座」の実施

二次被害を防ぎ、犯罪被害者等の痛み・苦しみや支援の必要性などについて、県民の皆様や事業者等の理解を深めていただくため、講師を派遣する出前講座などを実施しています。（令和6年度実績：14回）
講座のご希望は県くらし安全交通課横浜駐在事務所へ 045-312-1121（内線3431）

○ 犯罪被害者等支援キャンペーン等の普及啓発の実施

犯罪の被害にあった方などが一人で悩み続けることのないよう、犯罪被害者週間（11/15～12/1）を中心に、さまざまな広報・普及啓発を積極的に行っています。

令和6年度犯罪被害者等支援キャンペーン等の実施
（小田原署、高津署、相模原南署、そごう横浜店前（サポートステーション主催）、ミウヰ橋本（生命のメッセージ展内）

3 被害者等を支える人材の育成

○ 「犯罪被害者等支援ボランティア」・「性暴力対応看護師（SANE）」の養成

犯罪被害者等からの相談対応や裁判所等への付添支援などを担う犯罪被害者等支援ボランティアを養成しています。（R7.4.1現在ボランティア登録者数 118人）
また、「かならいん」の証拠採取等実施にかかる人材としてSANE養成研修の受講支援をしています。

※SANE：心身に傷を負った性暴力の被害者に適切なケアを提供するための訓練を受けた看護師、助産師、保健師

問合せ先

くらし安全交通課横浜駐在事務所 電話045-312-1121(代)内線3431